

## 愛知県外国人児童生徒日本語教育支援補助金実施要領

### 1 総則

この実施要領は、愛知県外国人児童生徒日本語教育支援補助金実施要綱（以下「要綱」という。）の実施について定める。

### 2 補助対象団体の要件

本事業の実施主体は、県内に事務所又は活動拠点を有する日本国内の法人格を有する団体（以下「団体」という。）とする。

なお、日本国憲法第89条により宗教法人等は除かれる。

【参考】日本国憲法

第89条 公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない。

### 3 補助事業の要件

#### (1) 事業の対象者

言語、家庭環境その他の事情により不就学、自宅待機及び小学校への就学を翌年度に予定している状態にある外国人児童生徒等（以下「外国人児童生徒」という。）

#### (2) 指導計画の策定

外国人児童生徒の指導にあつては、就学先等関係機関と調整の上、指導開始前に、外国人児童生徒の現在の能力を把握し、必要な指導日数の目安を決めること。

### 4 補助対象経費

団体の固有業務や他から資金の提供を受けている事業が併存する場合、他事業と兼ねて費用が発生する項目については明確に切り分ける必要があるため、人数割や使用時間割りなど、合理的な根拠により按分すること。

### 5 交付申請書の提出

#### (1) 補助金交付申請額

補助金交付申請額は、要綱別表で定める「送迎費」、「会場費」、「その他経費」の「補助金の額」の合計額とする。

#### (2) 就学支援を予定している外国人児童生徒の人数及び送迎予定人数

ア 補助事業の実施対象として予定される外国人児童生徒の人数及び送迎予定人数とする。

イ 要綱第12条に基づき毎月の在籍外国人児童生徒数及び送迎人数の報告を求めするため、毎月の報告数値が就学支援を予定している外国人児童生徒の人数及び送

迎予定人数を大きく下回る場合は、補助金減額の変更申請を行う場合があるため、過去の実績や事業見通しから、慎重に人数を見積もり申請すること。

ウ 就学支援の指導実績が確認できる外国人児童生徒の人数及び送迎人数が就学支援を予定している外国人児童生徒の人数及び送迎予定人数を下回る場合、補助上限額が減額されるので、外国人生徒の指導には十分な注意を払うこと。

## 6 実績報告

### (1) 書類の整備について

実績報告書の記載内容を確認できるよう、業務日報等、事業が実施されたことが確認できる書類を作成し、整理すること。また、出席簿等において事業に参加した外国人児童生徒の氏名が確認できるようにすること。

### (2) 就学支援の指導実績が確認できる外国人児童生徒の人数及び送迎人数

ア 原則、3(2)に規定する必要な指導期間を終了した者の人数及びそのうち送迎を行った人数とする。

イ 就学支援の指導実績が確認できる外国人児童生徒の人数に、3(2)に規定する必要な指導日数の半分を下回った外国人児童生徒は人数に含めない。

ウ 送迎人数には、指導日数の半分以上を送迎されなかった者は含めない。

## 7 概算払等

要綱第10条中「知事が認めた場合」は、補助事業実施のための団体資金が不足していることが資金計画書により確認できる場合とする。

## 8 検査等

団体は、毎月の在籍外国人児童生徒数及び送迎人数を知事に報告すること。

## 9 補助金の経理

(1) 領収書は、原則として全ての事業費に関して取得すること。

(2) 1回の発注行為を1契約として、1契約が3万円を超える場合は2者、50万円を超える場合は3者の見積もりを徴収することが望ましく、見積もりに関する書類も保管すること。